

# 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

## 1 災害共済給付制度とは

学校管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害、死亡）にかかわる医療費等について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うものです。

- ※学校管理下
- ①学校の編成した教育課程に基づく授業を受けているとき
  - ②学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
  - ③休憩時間中やその他、校長の指示又は承認に基づいて学校にいるとき
  - ④通常の経路および方法により通学しているとき

## 2 加入手続き

春日部市では、全児童生徒が加入し、生徒一人の掛け金は、920円ですが、半額の460円を市が負担しており、保護者の負担金は、460円です。学年で全員徴収をお願いします。なお、徴収に当たり、7、8組は、学年で徴収しないよう注意してください。

## 3 災害の範囲

災害共済給付の医療費の支給対象になる負傷、疾病は次のとおりです。

- (1) 発生した事故が、学校の管理で発生した場合で、療養に要する費用が5000円以上に限り、対象になります。
- (2) 発生した疾病の原因となることが、学校管理下である場合で、療養に要する費用が、5000円以上の場合対象になります。

例：食中毒、宿泊行事中にインフルエンザに罹患等

※5000円以上とは…

1つの災害（負傷、疾病）について病院で総医療費が5000円以上（包帯やガーゼ等は、含まない）かかると、保護者の窓口支払いは、1500円以上になります。窓口支払い額が、1500円以上の場合、おおよそ対象となります。

## 4 請求の手続き

負傷、疾病にかかわる医療費の支払い請求は、原則として月ごとに所定の書類を提出します。手続きの窓口は、養護教諭になっておりますので、学校管理下で生徒が負傷した際は、養護教諭までご連絡ください。

なお、子ども医療費と併用して申請することはできません。

## 5 給付が行われる期間と給付権利の時効

災害に関わる医療費等の給付は、支給開始から10年間にわたって受けることができます。また、災害発生日より2年間は、給付を受ける権利がありますので、さかのぼって申請することもできます。ただし、申請をせずに2年を経過した場合や療養を受けた月のみ請求し、翌月以降の請求を2年間行わなかった場合は、時効によって給付権利は消滅しますのでご注意ください。